

人
事
調
査

課
員

本
書
ノ
大
キ
サ
ハ
國
定
規
格
A5
判

鳥取縣公報

昭和十八年二月十二日
第千四百七號

金曜日

目次

- 告示
味噌醬油空容器回收價格指定……………頁
- 縣稅滯納者財產差押證票交付……………頁
- 保安林編入……………頁
- 彙報
麥增産と今後の管理……………頁
- 馬鈴薯增産技術的改善方針……………頁
- 其の他……………頁

告示

鳥取縣告示第七十七號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ味噌、醬油ノ空容器回收價格左ノ通指定ス

昭和十八年二月十二日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

一 醬油空容器回收價格

種 別	單位	最高回收價格
入立空樽	一個	〇、一六
十六立空樽	同	〇、三二
十八立空樽	同	〇、三七
六十四立乃至七十五立空樽	同	一、六五
二立空樽	一本	〇、〇五五

鳥取縣公報 每週曜日發行 (休日ニ當ル時ハ翌日)

昭和十八年二月十二日 第千四百七號 (昭和四年四月十五日第三種郵便物認可)

00626

00641

後谷	七〇八	山林	同、〇三〇〇	谷口壽男
同郡同町大字大屋	六二五ノ六	山林	見込、〇三〇〇	南條行造
同郡同町大字三田	九八八ノ三	原野	町、〇〇一三	谷村新藏
同郡同町大字家ノ奥	五九〇ノ一〇	原野	町、〇六〇〇	社村
同郡散岐村大字佐貫	一、八八〇	山林	見込、〇二〇〇	平尾磯次郎

鳥取縣告示第八十一號

左ノ通公有水面埋立ノ件免許セリ
昭和十八年二月十二日

一 埋立ノ場所 西伯郡外江村字南屋敷ノ西、字四方ノ川、字原灘林、字西原灘、字上原灘同郡渡村字大下灘字八幡灘地先中ノ
海公有水面
大坂市西區新町通五丁目三〇番地
商業 柏木良治

- 一 埋立ノ面積 三十三町歩
- 一 埋立ノ目的 耕地造成
- 一 免許年月日 昭和十八年二月十二日
- 一 工事着手及竣功期間 免許ノ日ヨリ三十日以内ニ着手シ、着手ノ日ヨリ向フ五ノ年以内ニ竣功

00642

農報

麥増産と今後の管理

目標 廿六萬 達成に努めよ
五千石

聖職完遂への戦力強化の爲に、生産の増強就中食糧増産の強化は現下の食糧事情からいつて、本年は更に格段の緊要性を増して来たわけである。農業者としての本縣の立場からいつても一層の努力を盡さなければならぬ。努力資材肥料等いづれも不足の折柄ではあるが、各位の懸命の奮闘を切望する次第である。

本年度麥の増産計畫數量は大麥・裸麥・小麥を合せて作付面積一萬七千五百八十町歩、生産目標二十六萬四千七百七十八石で、去る十二月二十日現在に於ける南村終子面積は一萬五千九百三十五町二反歩に達し、目標面積に比し約一割の不足を告げざるが、大体豫定通りの麥は栽培されてゐるのであつて、今後の問題としてはその肥培管理に特に注意と努力をなして收穫増量を図り、必勝増産に邁進しなければならぬのである。今こゝに今後勵行すべき土入れ・追肥・並に努力不足に伴ふ重要施設たる田圃電化につ

いて記し各位の増産報國に資することとする。
▽土入れ 土入れは大体二回乃至三回に分けて行ふのが普通であつて、第一回は分蘗の初期で草丈四五寸の時、第二回は草丈五六寸の時、第三回は一尺位の時に行ふ。その量は草丈が長くなるに従つて多く入れねばならぬ。

時期は本縣の天候から考へると第一回は大体三月初旬であるがしかしその頃はまだ田圃が乾いて居らぬから、土入れの代りに堆肥を麥の上に撒布すると寒さの豫防にもなり、雜草を防ぐ効果もある。この期の土入れは大切ではあるが本縣の實情として、この堆肥施用を實行したいものである。

第二回土入れは三月中旬から下旬に行ふべきであつて、根を充分に張らせ、無効分蘗を阻止し、通風や日當りをよくする。平坦部の排水のよい田や畑では三月下旬乃至四月上旬に第三回土入れを行ふ。

▽追肥 追肥は雪が消えたらすぐ施すがよい。麥は肥料で作れといはれるやうに、肥料は麥増産には是非必要である。目下の肥料事情としても、また農業經營の本体からいつても自給肥料に重點を置かねばならぬのであつて、堆肥・下肥・草木灰の施用は特に大切である。但し草木灰は下肥と同時に施用すると肥効を消耗するから避けねばならぬ。石灰は從來稻には使ふが麥には

00643

あまり使用されなかつたが、麥の追肥としても石灰使用は大切である。

▽田圃電化 今後努力は益々減少するものと考へねばならぬのであるが、石油配給の不円滑などから石油發動機の利用も困難となるわけであつて、農村の電化問題は極めて重要となつて来るわけである。農事實行組合等に於て實際に即して計畫を樹立し、施設に積極的努力を切望する次第である。

馬鈴薯増産に邁進

縣の技術的改善方針

甘藷、馬鈴薯は主要食糧たる米麥に次ぐ重要な食糧であつて、之がため縣に於ては從來此の増産に懸命の努力を拂ひ強力な指導を行つて來たのであるが、更に本年度に於ける馬鈴薯増産の技術的改善方針を次の如く決定して益々之が増産に邁進することとなつた。

一、適品種の選定

適地適品種を選定するは勿論であるが「男爵薯」の如きは早熟性品種であるから水田裏作又は早敷の成れの早い品種に向

け「マリーローズ」の如き比較的乾燥状態にあつても生育の良好な品種は畑地に栽培すること

二、無病種薯の利用能率増進

北海道産又は採種栽培に依る健全優良な種薯は、假令小さくても自家生産の種薯（バイラス病罹病）よりは遙かに多數を得るものであるから、自家生産種薯の使用は成るべく之を避けた方がよい。併し優良種薯の供給は必ずしも充分ではないので、本年度は次の事項に基いて無病種薯の利用能率を高め増産に資せられたい。

(一) 現行に比し更に細断して使用すること

種薯の不足な場合には七匁乃至八匁程度に切断使用し種薯の節約を圖つて支障なく且つ植付に當つては栽植密度を考慮すること

(二) 秋種利用の合理化

秋種は一般に萌芽が遅く、春種に較べて生育が遅れ莖數少く、又生産莖數は少いが大薯を生産する特性を持つてゐるから、種薯の休眠を考慮して植付し、水田裏作のやうな早熟を必要とする場合には植付前催芽處理を行つて成熟を促進し、尙ほ秋種は生産莖數が少いから之を密植して増収を圖ること

00644

三、肥培、理の合理化

馬鈴薯の栽培は其の生理的性質と栽培地の自然的に經營條件を考慮して適正な耕種法を構成すべきであつて、即ち馬鈴薯は豊富な肥料を要求し、且つ比較的低温であつて適當な保水力のある輕鬆膨軟な土壤に最もよく生育するものであるから、地力の培養を圖り耕耘を深くし、畦立等の管理には此の性質に適合するやう工夫し、着生してゐる薯の肥大を助長することが肝要である

(一) 植付適期の嚴守

植付期が遅れると減収するから、萌芽當時の霜害を注意して適期植付に努めること

(二) 耕耘・中耕・培土

1、深耕を勵行し、排水良好な土地では努めて平畦とし、塊莖肥大中に於ける地温の上昇、土壤の乾燥を防止すべきは勿論であるが、寒冷のため萌芽の遅れる地帯では畦の高さ、覆土の厚さ等を考慮して萌芽を促進すること

2、中耕・除草には特に意を用ひ、寒冷地高冷地に於ける培土は遅くとも開花始め頃までに一、二回行ひ、培土の厚さは氣候状態に依つて調節し、平坦部では馬鈴薯

の生育を著しく促進するものであるから、特に根、匍

枝等の伸長期後に於ては土壤の乾燥、地温上昇を抑制するため、敷草又は土壤に濕氣を與へる等周到な管理を行ひ、塊莖の肥大を促すこと

3、堆肥及び緑肥の増施を勵行し、酸性土壤では之を矯正して地力の培養を圖ること。尙ほ馬鈴薯は多くの肥料を必要とするものであるから人糞尿、家畜尿、草木灰等自給肥料の利用に努めることが必要である

(三) 病虫害防除の徹底

疫病、偽瓢虫等の被害が大きいため常に注意し、早期發見に努め藥劑撒布を行つて之が防除の徹底を期し、瘡痂病・黒痣病・立枯等の發生する土地では連作を避けること

(四) 收穫並に貯藏

收穫は莖葉が概ね黄色くなつた時に晴天の日を選んで行ひ、收穫した薯は絶対に雨に遭はさないやうに注意すると共に直射日光を避け、努めて冷涼通風の上にところに擱げて品質の低下を防止し、腐敗しないやうに貯藏に注意すること

◎ 傳染病患者旬報 (一月中旬) ○印ハ疫痢

市郡別	病類別		赤痢	腸チフス	バラ熱	猩紅熱	デブチアリ	流行性脳脊膜炎	トリス
	患者	死者							
鳥取市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
米子市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岩美郡	0	0	0	0	0	0	0	0	0
八頭郡	0	0	0	0	0	0	0	0	0
氣高郡	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東伯郡	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西伯郡	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日野郡	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
月計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

◎ 行旅死亡人

北海道松前郡小島村長ニ於テ左ノ行旅死亡人取扱ノ旨申出有之候條心當ノ向ハ直接同村長宛照會相成度

一、本籍、住所不詳

一、性別、年齢、氏名、職業 男子 其ノ他不詳

一、相 貌 裸體(下半身)肉付普通 外不詳

一、屍體發見ノ場所及月日時 昭和十七年九月九日午後六時十分松前郡小島村 宇赤神七十六番地先海岸

一、假埋葬ノ場所松前郡小島村宇赤神共同墓地

一、取扱者 松前郡小島村長

◎ 行旅死亡人

北海道網走町長ニ於テ左ノ行旅死亡人取扱ノ旨申出有之候條心當ノ向ハ直接同町長宛照會相成度

一、本籍、住所、氏名、職業 不詳推定年齢四十歳位男子

二、相貌、特徴、着衣 死後二年經過セルモノト認メラルルモ全身腐爛 甚ダシキ爲相貌特徴不明兩足ニ「フェルト」又ハ 羅紗製ト認メラルル長靴ヲ穿ク

三、發見ノ日時及場所並ニ處置 八月二十一日午後六時頃向町字美神海岸鎗ノ目 漁場附近ニ漂着セルヲ發見翌日向町駐 共同墓地ニ假埋葬ス

四、取扱者 網走町長

昭和十八年二月十二日印刷
昭和十八年二月十二日發行

鳥取縣 鳥取市 東町 縣
發行所 鳥取縣氣高郡大正村大字古海
印刷所 鳥取刑務支所